

南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書の縦覧等について

南部広域行政組合公告第1号

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第4条の3第1項の規定により南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階配慮書（以下「配慮書」という。）を作成したので、次のとおり縦覧に供し、配慮書に係る説明会を開催する。

理事長 新垣 安弘

令和2年11月2日

1 配慮書事業者の氏名及び住所名

称：南部広域行政組合代表者の

氏名：理事長 新垣 安弘

所在地：沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平 965 番地

2 配慮書対象事業の名称、種類及び規模

名称：南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業

種類：廃棄物処理施設の設置の事業

規模：処理能力約 300 t/日

3 事業実施想定区域

沖縄県島尻郡八重瀬町具志頭地区

4 配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域の範囲八重瀬町、南城市、糸満市

5 配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間

縦覧場所：（1）南部広域行政組合 2F 新炉建設準備室

（2）八重瀬町役場 1F 住民環境課

（3）南城市役所 1F 生活環境課

（4）糸満市役所 3F 市民生活環境課

閲覧期間：令和2年11月2日（月）から令和2年12月4日（金）まで

（土曜日、日曜日及び閉庁日を除く。）

縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分

公表の方法：ホームページ掲載 ※リンク

6 配慮書説明会の日時及び場所

- (1) 日時：令和2年11月18日（水）午後7時～午後8時
場所：八重瀬町具志頭農村環境改善センター（八重瀬町字具志頭1番地）
- (2) 日時：令和2年11月19日（木）午後7時～午後8時
場所：南城市中央公民館（南城市玉城字富里167）
- (3) 日時：令和2年11月20日（金）午後7時～午後8時
場所：糸満市農村環境改善センター（糸満市字照屋1221番地1）

※説明会については新型コロナウイルスの影響により中止になる可能性があります。開催の可否については南部広域行政組合ホームページで周知しますのでご確認をお願いします。

7 意見書の提出

配慮書の内容について環境の保全の見地から意見のある者は、次に定めるところにより、南部広域行政組合理事長に対して意見書を提出することができる。

8 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

提出先：南部広域行政組合 新炉建設準備室

提出期限：令和2年12月4日（金）午後5時まで

提出方法：持参又は郵送（提出期限当日消印有効）

記載事項：（1）氏名及び住所

（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（2）配慮書の名称及び環境の保全の見地からの意見

（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

意見書（様式）※リンクword

意見書（様式）※リンクPDF

9 問合せ先

〒901-0401 島尻郡八重瀬町字東風平 965 番地

南部広域行政組合 新炉建設準備室

電話：098-998-8857